一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西の平井東沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　愛知県知多郡南知多町大字豊浜の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線、八点と九点を令和五年国土交通省告示第三百三十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、九点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を平成二十八年国土交通省告示第八百十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°42′29.8411″	136°55′43.6268″
2	34°42′30.0611″	136°55′44.4690″
3	34°42′30.9451″	136°55′44.7431″
4	34°42′31.6166″	136°55′44.0902″
5	34°42′32.2108″	136°55′44.2593″
6	34°42′32.7423″	136°55′45.9133″
7	34°42′33.2776″	136°55′45.2135″
8	34°42′33.5156″	136°55′44.3039″
9	34°42′34.0810″	136°55′44.6444″
10	34°42′33.2251″	136°55′46.5671″
11	34°42′32.4448″	136°55′46.5634″
12	34°42′31.6396″	136°55′44.6133″
13	34°42′30.9744″	136°55′45.3786″
14	34°42′29.6310″	136°55′45.0891″
15	34°42′29.5265″	136°55′44.1297″

○東北地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日　東北地方整備局長　小島　優

一　都市計画事業の種類及び名称　盛岡広域都市計画道路事業３・４・１３８号藤沢永井線
二　施行者の名称　国土交通大臣
三　事務所の所在地　岩手県盛岡市上田四丁目二番二号（国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所）
四　事業地の所在　収用の部分　岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第五地割、大字藤沢第八地割、大字藤沢第四地割、大字高田第十地割、大字高田第九地割、大字高田第八地割、大字高田第五地割、大字高田第七地割、大字高田第六地割、大字下矢次第三地割、大字下矢次第五地割、大字下矢次第四地割、大字上矢次第七地割、大字上矢次第五地割、大字広宮沢第八地割、大字広宮沢第九地割、大字広宮沢第十地割、大字赤林第十三地割、大字赤林第六地割、大字赤林第五地割、大字赤林第二地割、大字赤林第三地割及び大字赤林第四地割並びに盛岡市永井四地割、永井三地割、永井二地割、永井一地割及び下飯岡二十地割地内
　使用の部分　岩手県紫波郡矢巾町大字高田第十地割、大字高田第九地割、大字高田第六地割、大字下矢次第三地割、大字下矢次第四地割、大字広宮沢第八地割、大字広宮沢第九地割、大字広宮沢第十地割及び大字赤林第四地割並びに盛岡市永井四地割地内

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十一日　東北地方整備局長　小島　優

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十八号
三　道路の区域

区間	変更前	変更後	別
仙台市青葉区作並字川崎二番二から同市青葉区作並字御櫃前南一番一まで	敷地の幅員　一八・三〇～二四・八〇メートル	一八・三〇～二四・八〇メートル	延長　〇・〇八〇キロメートル
			〇・〇八〇

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書転送

十月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

HPVワクチンの男性接種の定期接種化に係る費用対効果評価に関する質問主意書

RDワーカーといわれる難病患者等の就労促進に関する質問主意書

会議

十月二十日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

十月十九日議員から次の質問主意書が提出された。

公共交通機関等の車両・船舶の使用停止処分と利用者への影響に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇号）

質問主意書転送

十月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

ガザ地区外への医療搬送を必要とする患者の日本での受入れに関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七号）

福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第八号）

出入国管理及び難民認定法に基づく入国拒否理由に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第九号）

人事異動

内閣

国務大臣に任命する　武部　新
　国務大臣
願に依り本官を免ずる　築　和生
　同
農林水産大臣を命ずる（以上十月十五日）　武部　新
○財務大臣臨時代理解職　藤井比早之
　国務大臣
財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　藤井比早之
　同
内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる　南　博之
　特命全権大使
国際テロ対策・組織犯罪対策協力のための日本政府代表を免ずる　山岸　秀彬
　同
　棚井　啓
　橋口　佳典
　坂本　智
　家入　美香
　野々山優子
　永田　雄一
　高木寿美子
　大久保優子
　高山　慎
　佐野　倫久
　宮崎純一郎
　佐久間　隆
徳光　絢子
　天野　研司
　瀧川和歌子
　信夫絵里子
　宇野　遥子
　鈴木　綱平
　村瀬　洋朗
　宮本　浩治
　西谷　大吾
　堀　一策
　中畑　啓輔
　小林　礼子
渡邉　充昭
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）　松永　一義
　特命全権大使
願に依り本官を免ずる（以上十月十六日）
　同

法務省

○定年退官
大阪区検察庁副検事坂東逸人は、検察庁法第二十二条第一項の規定により十月十八日限り定年退官
　田郷岡彩香
　森里　紀之
　猪坂　剛
　中村　英晴
　小嶋　順平
　小川　清明
　石上　興一
棚村　治邦
　澤田　博之
　宮川　広臣
　三重野真人
　能宗　美和
　松井　俊洋
　馬場　崇
　佐藤　政達
　島崎　卓二
　吉岡　透
　舘野　俊彦
　日野　進司
　原田　宗輔
　國井　香里
　船戸　容子
　小林　健留
　島田　尚人
　北川　幸代
　大倉　靖広
　岩﨑　雄亮
　依田　吉人
　大谷　恵子
　横倉　雄一郎
　渡辺　健一
　重髙　啓
　小川　貴紀
　松井　雅典
　沖本　尚紀
　村木　洋二
　石原　和孝
　伊澤　大介
　内山　裕史
　平野　佑子
　内山　俊彦
　小川　貴寛
　石川　慧輔
　南雲　大輔
　平手　健太郎
　向　健志
　甲元　依子
　長尾　崇
　奥山　雅哉
　大寄　悦加
　中野　晴行
　佐藤　政達
　松井　俊洋
　能宗　美和
　三重野真人
　宮川　広臣
　猪坂　剛
　中村　英晴
　小嶋　順平
　小川　清明
　石上　興一
棚村　治邦
　澤田　博之
　沖本　尚紀
　村木　洋二
　石原　和孝
　伊澤　大介
　内山　裕史
　平野　佑子
　島崎　卓二
　吉岡　透
　舘野　俊彦
　日野　進司
　原田　宗輔
　國井　香里
　船戸　容子
　小林　健留
　島田　尚人
　北川　幸代
　大倉　靖広

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　岡田　伸太
　仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
仙台簡易裁判所判事に補する（十月八日）
京都簡易裁判所判事　齋藤　正人
京都簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪簡易裁判所判事　足立　和城
京都簡易裁判所判事に補する（以上十月十日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事倉澤守春は十月七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事松田亨は十月九日限り定年退官